

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………
- 建築基準法による意見の聴取……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………
- ……………(建設局道路管理部監察指導課)……………

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ……………(同)……………
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………(同)……………

告示

●東京都告示第千六百六十六号  
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき日野市川辺堀之内土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

- 平成二十七年七月二十七日
- 東京都知事 外 添 要 一
- 一 組合の名称  
日野市川辺堀之内土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地  
日野市大字川辺堀之内五百八十八番地の一
- 三 設立認可の年月日  
平成二十一年三月二十四日
- 四 変更認可の年月日  
平成二十七年七月二十七日

●東京都告示第千六百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十七年七月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 公聴会を行う日時  
平成二十七年八月四日(火曜日)  
午後三時から
- 二 公聴会を行う場所  
東大和市立蔵敷公民館 一階 101学習室  
東大和市蔵敷二丁目三三七
- 三 書面の提出先  
東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第一係(東京都立川合同庁舎二階)  
立川市錦町四丁目六番三号  
電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由

- 次 建築許可をするため
- 建築主住 徳島県吉野川市鴨島町内原四三二
- 所氏名 医療法人 徳寿会 理事長 土橋 孝之
- 建築敷地 東大和市芋窪六丁目一八四番一ほか
- 地域地区 第一種低層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

申請の概要

- 工事種別 新築
- 及び用途 病院(介護老人保健施設)
- 敷地面積 約三、七六九平方メートル
- 建築面積 約二、〇〇四平方メートル
- 延べ面積 約五、二四一平方メートル
- 構造及び階数 鉄筋コンクリート造 地上三階
- 高さ 九・九〇メートル
- 適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第千六百六十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第百三十三号に

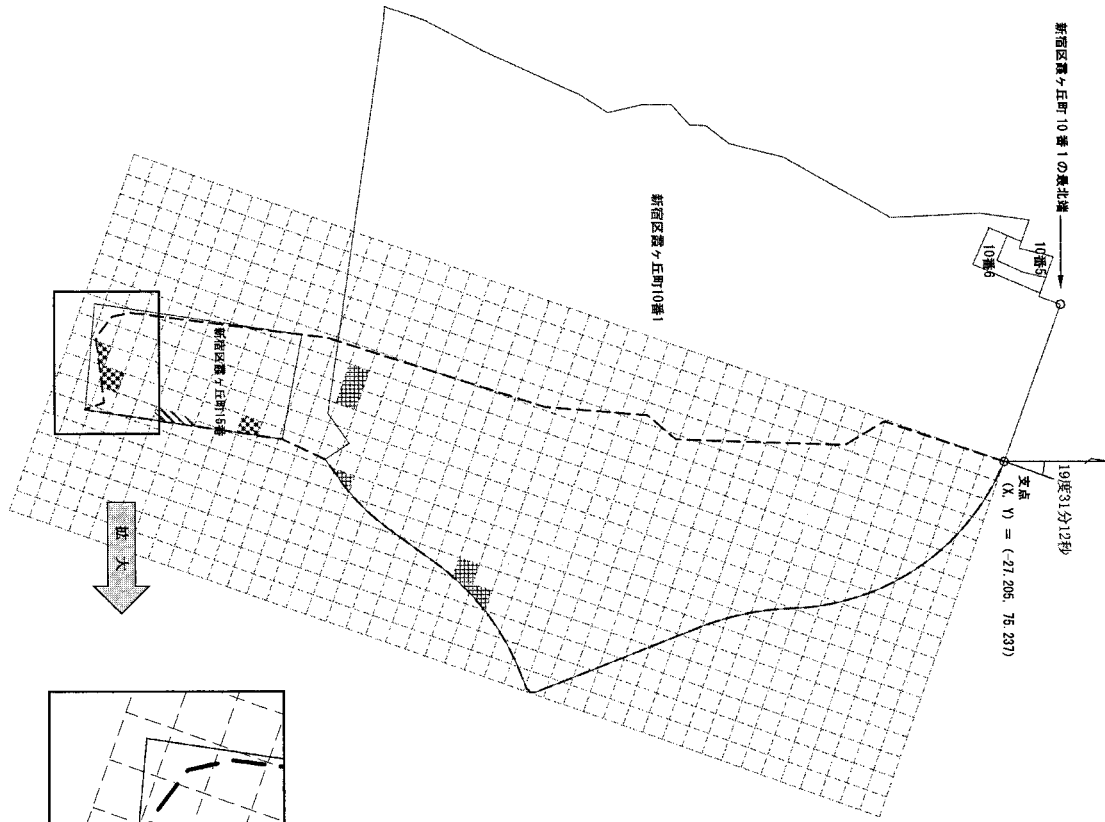
より指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十七日

- 東京都知事 舩 添 要 一
- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区霞ヶ丘町地内)
  - 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図

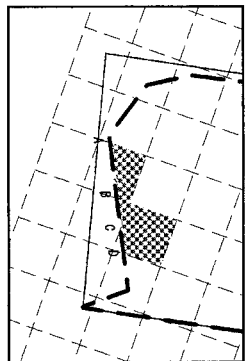


【格子の回転角度 (19度31分12秒)】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】  
支点は、調査対象地の最北端とする。  
「調査対象地の最北端」の座標は、新宿区霞ヶ丘町10番1の最北端を基準として、世界測地系座標計算に依り設定した結果、 $(X, Y) = (-27, 205, 75, 237)$ である。  
また、「図中のA~D」の座標も同様に算出した結果、次のとおりであった。

		座 標 値			
	支点	A	B	C	D
X	-27,205	-450,356	-459,018	-457,680	-458,292
Y	75,237	17,189	28,233	39,337	34,267

- 【凡例】
- : 単位区画
  - : 境界線
  - : 調査対象地
  - : 平成27年東京都告示第103号による指定を解除する区域
  - : 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第103号により指定した区域)
  - : 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第1709号により指定した区域)

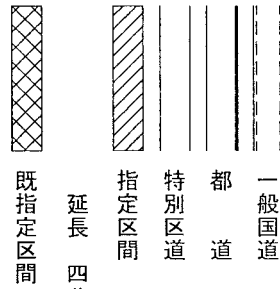


●東京都告示第千六百六十九号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道環状三号線  
 台東区浅草三丁目～浅草二丁目

延長 四八六・三三メートル

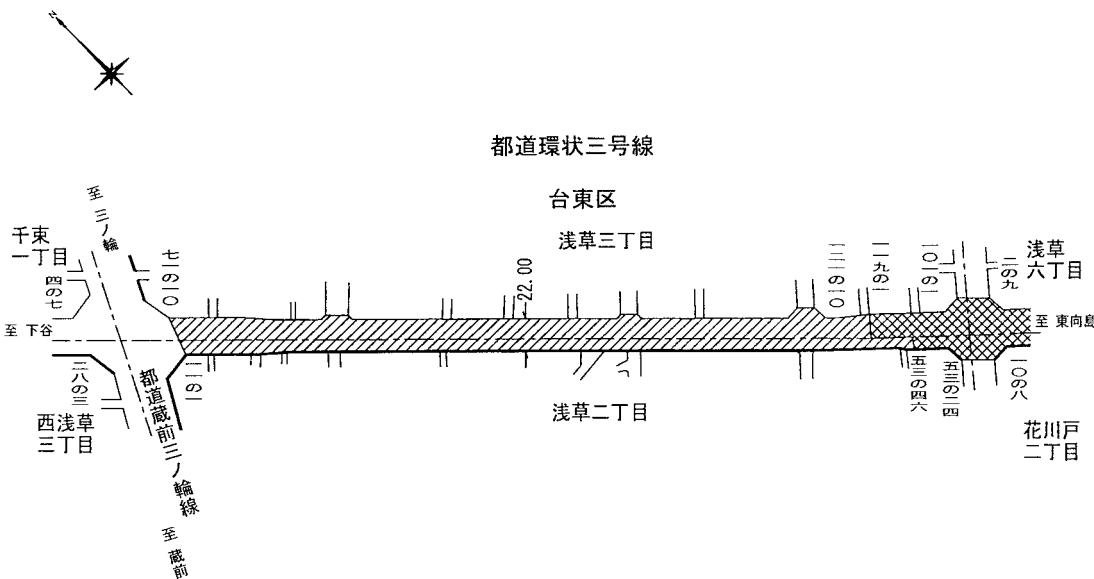


(電線共同溝予定名称 環状三号・十五号)



備すべき道路を次のように指定する。  
 平成二十七年七月二十七日  
 東京都知事 外 添 要 一  
 一 路線名  
 都道環状三号線

都道環状三号線



二 指定する区間  
 台東区浅草三丁目七十一番十地先から  
 同区浅草二丁目五十三番四十六地先ま  
 で  
 別図表示のとおり  
 三 指定の概要

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年六月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人つなぐ台東
- 三 代表者の氏名  
野坂 羊子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都台東区谷中五丁目四番十七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者を対象に、障害福祉サービス事業等の事業を行うとともに地域の障害者に対して相談事業を行うことにより、障害者が自立した生活を行うことができる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日  
平成二十七年六月十五日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人青梅わかば福祉会

三 代表者の氏名  
中住 孝典

四 主たる事務所の所在地  
東京都青梅市大門二丁目二百六十一番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、心の病を持つ障害者に、労働の場・憩いの場を提供し、社会適応訓練のプログラムを通じて、相互に援助しあいながら、社会参加を目指す。また、障害者が暮しやすい地域社会を築くため、精神病に対する理解と偏見をなくす啓発活動を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日  
平成二十七年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 nature center isen

三 代表者の氏名  
宮川 美代子

四 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区宮坂二丁目十九番十四号 四〇六

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、主に教育現場や地域などにおける自然体験や自然科学を中心とした

実践的な環境教育を通じ、それぞれの自由な感性の発露と科学的思考の深化を導く教育と研究を基本とし、自然との共生・持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日  
平成二十七年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人さとう

三 代表者の氏名  
大畑 俊郎

四 主たる事務所の所在地  
東京都町田市小川千二百六十番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、忘れられている昔ながらの、近所づきあいの復活を提案し、ミニデイサービスと大勢で作る楽しみを共有し、栄養バランスを考えた食の提供や介護予防を目的とするシニアカルチャーを行い、孤独に陥りがちな高齢者や弱者の声に耳を傾け、一方的でない横の繋がりを共有して、介護状態にならないよう心身ともに健康で自立した生活を保てるように支えることにより、すべての老若男女、障がい者、健常者にとつて住みやすいまちづくりを、『楽しく挨拶』できるおもいやりのあるまちづくりに、寄与していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日  
平成二十七年六月十六日

<p>三 代表者の氏名</p> <p>会</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ソーシャルコンピューティション学会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十六日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>平成二十七年七月二十七日</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人八王子ワークセンター</p> <p>三 代表者の氏名 土居 幸仁</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市千人町二丁目七番五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、八王子という地域に密着した活動を行うことによつて、障害者の希求する就労の場等を創出し、等しく就労の機会を提供すると共に、これに伴う必要な事項を支援し、障害者の社会参加を通じて社会的自立と生活の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本バレーボール・オリンピックの会</p> <p>三 代表者の氏名 小泉 勲</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目三十番八号 ダヴィンチ千駄ヶ谷五階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、オリンピックでのバレーボール競技出場経験者たちが、講演会や教室などの事業を開催する事により、ボール遊びから高度な技術指導を行い、オリンピック精神の普及やスポーツ振興を基にした明るく活力のある社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>申請のあった年月日 平成二十七年六月十七日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人F Mの会</p> <p>代表者の氏名 井上 孝司</p> <p>主たる事務所の所在地 東京都府中市白糸台一丁目五十三番地の十三 シヤルムコート白糸台一〇一</p> <p>定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、全国の過疎化が進行する市区町村において、経済の活性化、郷土文化の振興及び雇用の促進に関する事業を行い、人口減少に少しでも歯止めをかけて、地域の再生を目指し、もつて公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>申請のあった年月日 平成二十七年六月十八日</p>
<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人F Mの会</p> <p>三 代表者の氏名 井上 孝司</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都府中市白糸台一丁目五十三番地の十三 シヤルムコート白糸台一〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、全国の過疎化が進行する市区町村において、経済の活性化、郷土文化の振興及び雇用の促進に関する事業を行い、人口減少に少しでも歯止めをかけて、地域の再生を目指し、もつて公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>申請のあった年月日 平成二十七年六月十八日</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本バレーボール・オリンピックの会</p> <p>三 代表者の氏名 小泉 勲</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目三十番八号 ダヴィンチ千駄ヶ谷五階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、オリンピックでのバレーボール競技出場経験者たちが、講演会や教室などの事業を開催する事により、ボール遊びから高度な技術指導を行い、オリンピック精神の普及やスポーツ振興を基にした明るく活力のある社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>申請のあった年月日 平成二十七年六月十八日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Gender Action Platform</p> <p>代表者の氏名 目黒 依子</p> <p>主たる事務所の所在地 東京都港区芝公園二丁目六番八号 日本女子会館六F I O W L</p> <p>定款に記載された目的 この法人は、行政、市民団体、国際機関、民間企業等</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本バレーボール・オリンピックの会</p> <p>三 代表者の氏名 小泉 勲</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目三十番八号 ダヴィンチ千駄ヶ谷五階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、オリンピックでのバレーボール競技出場経験者たちが、講演会や教室などの事業を開催する事により、ボール遊びから高度な技術指導を行い、オリンピック精神の普及やスポーツ振興を基にした明るく活力のある社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>申請のあった年月日 平成二十七年六月十八日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Gender Action Platform</p> <p>代表者の氏名 目黒 依子</p> <p>主たる事務所の所在地 東京都港区芝公園二丁目六番八号 日本女子会館六F I O W L</p> <p>定款に記載された目的 この法人は、行政、市民団体、国際機関、民間企業等</p>
<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本バレーボール・オリンピックの会</p> <p>三 代表者の氏名 小泉 勲</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目三十番八号 ダヴィンチ千駄ヶ谷五階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、オリンピックでのバレーボール競技出場経験者たちが、講演会や教室などの事業を開催する事により、ボール遊びから高度な技術指導を行い、オリンピック精神の普及やスポーツ振興を基にした明るく活力のある社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>申請のあった年月日 平成二十七年六月十八日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Gender Action Platform</p> <p>代表者の氏名 目黒 依子</p> <p>主たる事務所の所在地 東京都港区芝公園二丁目六番八号 日本女子会館六F I O W L</p> <p>定款に記載された目的 この法人は、行政、市民団体、国際機関、民間企業等</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本バレーボール・オリンピックの会</p> <p>三 代表者の氏名 小泉 勲</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目三十番八号 ダヴィンチ千駄ヶ谷五階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、オリンピックでのバレーボール競技出場経験者たちが、講演会や教室などの事業を開催する事により、ボール遊びから高度な技術指導を行い、オリンピック精神の普及やスポーツ振興を基にした明るく活力のある社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>申請のあった年月日 平成二十七年六月十八日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Gender Action Platform</p> <p>代表者の氏名 目黒 依子</p> <p>主たる事務所の所在地 東京都港区芝公園二丁目六番八号 日本女子会館六F I O W L</p> <p>定款に記載された目的 この法人は、行政、市民団体、国際機関、民間企業等</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本バレーボール・オリンピックの会</p> <p>三 代表者の氏名 小泉 勲</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目三十番八号 ダヴィンチ千駄ヶ谷五階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、オリンピックでのバレーボール競技出場経験者たちが、講演会や教室などの事業を開催する事により、ボール遊びから高度な技術指導を行い、オリンピック精神の普及やスポーツ振興を基にした明るく活力のある社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>申請のあった年月日 平成二十七年六月十八日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Gender Action Platform</p> <p>代表者の氏名 目黒 依子</p> <p>主たる事務所の所在地 東京都港区芝公園二丁目六番八号 日本女子会館六F I O W L</p> <p>定款に記載された目的 この法人は、行政、市民団体、国際機関、民間企業等</p>

と協働しながら、日本国内及び開発途上国における、男女共同参画及び女性の活躍推進に資する調査研究、能力開発、情報発信・啓発等を行うことにより、性別にかかわらず一人ひとりが能力を発揮できる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人市民活動コーディネーターの会

三 代表者の氏名

浦崎 道教

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市山崎町千三百五十六番地 シーアイハイ ツD-1205

五 定款に記載された目的

この法人は、町田市民、特に高齢者に対して、生涯学習、福祉に関する事業を通じて、地域コミュニティへの社会参加を支援することで、一人ひとりのいきがいくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人在日モロッコ・ビジネス・クラブ

三 代表者の氏名

イギデル ユセフ

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区一之江五丁目十五番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本在住モロッコ人の社会人や日本の大  
学出身の学生などのメンバーから構成され、モロッコ王  
国と日本をはじめ、東アジアやアラブ世界などの市場に  
関して、革新的なコンサルティングを提供する独立した  
団体である。会員の専門性を活かしながら起業家精神を  
促進することによってモロッコ王国の発展や日本との経  
済産業・文化の交流・親善に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八  
条第一項の規定により東池袋五丁目地区市街地再開発組合  
から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったの  
で、同条第二項の規定により公告する。  
平成二十七年七月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 氏名

久保田 勇

二 住所

豊島区東池袋五丁目十九番十二号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において  
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、  
その届出及び添付書類を縦覧に供する。  
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう  
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体  
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に  
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を  
添えて、平成二十七年七月二十七日から四月以内に東京都  
産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八  
番一号)に到着するように提出してください。  
平成二十七年七月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名

日本電波塔ビル  
港区芝公園四丁目二番八号

二 店舗所在地

日本電波塔株式会社  
港区芝公園四丁目二番八号

三 設置者名

設置者住所  
株式会社ファミリーマートほか二  
十一名

四 変更前の小売業者  
の氏名又は名称

Amusequest Tokyo  
o Tower 有限責任事業組合  
ほか十六名

五 変更後の小売業者  
の氏名又は名称

変更を行った小売  
業者の氏名又は名  
称  
日本電波塔株式会社

六 変更前の小売業者  
の代表者名

前田 富夫

七 変更後の小売業者  
の代表者名

前田 伸

八 変更日

平成十七年九月三十日

九 届出日

平成二十七年七月九日



発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001